

お客様各位

2018年11月

### 現金による外国送金受付の終了について

平素より百十四銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

近年、組織的な金融犯罪が国際的に問題となっており、日本においても、犯罪収益移転防止法、外国為替及び外国貿易法等の法令により、金融機関は適切な対応を求められています。

弊行でも、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組み強化のため、現金を原資とした外国送金の受付を終了し、送金依頼人ご本人様の預金口座からの振替の場合のみとさせていただきます。

#### ①実施日

2018年12月3日受付分より

#### ②受付を終了する取引

現金（円貨・外貨）を原資とする外国送金取引。

ただし、口座からの振替であっても、口座への現金による直前入金の場合（1週間以内）は、現金と同様の扱いとさせていただきます。

#### ③留意事項

預金口座からの振替の場合でも、送金原資の出所が確認できない場合は確認書類（他行の預金通帳、給与明細等）をご提示いただきます。

ご提示いただけない場合は、弊行の判断により受付をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

以上